



長野広域連合

1 入所順位決定方法目的と内容について

入所順位の決定方法は、厚生労働省の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針」に基づき実施するものです。

長野広域連合では、施設ごとに設置する「入所検討委員会」が4～5ページの「**入所基準**」に基づき「入所の必要度」を検討して決定する方法により入所順位を決定してまいります。

また、平成27年4月1日の制度の改正により、特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則、要介護3以上に限定されます。その一方要介護1又は2の方は、施設が保険者である市町村に意見を求めたうえ、居宅において日常生活を営むことが困難であり、やむを得ない事由があると認められた方に限り施設へ特例的に入所できることとなりました。

施設入所の必要度が高い方の入所を促進するとともに、入所基準を公開することによって入所決定過程の透明性・公平性を確保してまいります。

2 申込み方法について

- (1) 同封の入所申込書にご記入いただき、「介護保険被保険者証の写し」、「情報提供書」、を添えて、入所を希望される施設にお申し込みください。
- (2) 特例的な入所対象である要介護1又は2の方は、申込み後、保険者である市町村に意見を求めることとなります。意見の結果、やむを得ない事由として認められない場合については、申込書一式を返戻させていただきます。
- (3) 入所申込書の裏面に記載の添付書類のうち、「3 過去3箇月の介護保険サービス利用実績表の写し」と「4 認定調査票のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が記載された部分の写し又は主治医の意見書の写し」は、入所申込書の最後にあります「同意欄」にご記入いただいた場合は、施設が市町村から直接取り寄せができますので、できるだけ署名・捺印をお願いします。

(4) 入所申込書の記入方法は、別紙【入所申込書記入例】を参考にしてください。

3 複数施設への申込みについて

長野広域連合では、6ページの特別養護老人ホーム3箇所を運営しています。複数の施設に入所申込みをしていただくことは可能ですが、「入所の必要度」により入所順位が決定されますので、確実に入所の意向がある施設だけにお申し込みをお願いします。

その場合は、1施設のみに入所申込書を提出いただき、その他の希望施設については、入所申込書の裏面の該当欄に記入してください（入所を希望されるすべての施設に入所申込書を提出する必要はありません。なお、この取扱いは、長野広域連合が運営する3施設に限ります。）

4 入所を辞退される場合

入所順位の決定が「入所の必要度」が高いと判断された方から円滑に入所していただくことにありますので、今後、施設側から実際に入所の意思確認をさせていただく際に、皆様のご都合により入所を一時辞退する旨のお返事があったとき（本人の入院等やむを得ない理由があると認められるときを除きます。）は、入所順位を繰り下げさせていただきます。

また、再度の辞退があったときは、お申込みそのものがなかったことにさせていただきます

5 その他

(1) 入所申込後の1番近い時期に開催される入所検討委員会の結果に基づく入所順位を施設からご連絡します。

なお、「入所の必要度」を判断して入所順位が決定されますので、新たな申込者があった場合には、入所順位は常に変わる可能性があります。申込後にご連絡した入所順位が最終的な入所順位ではないことをご了承ください。

(2) 入所申込書に記入いただいた内容に変更があったときは、申込施設にその旨のご連絡をお願いします。なお、変更内容により、入所の必要度が再度判断される場合がありますので、ご了承ください。

(3) 入所の申込みから入所契約までの入所決定方法についての説明は、この案内に代えさせていただきます。入所申込み等について、ご不明な点などのお問い合わせは、6ページの特別養護老人ホーム担当者までお願いします。また、お住まいの市町村役場、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）などにお問合わせいただいても結構です。

なお、入所後、要介護1又は2と変更認定された場合は、制度の改正により入所の継続が不可能となります。この場合、特例的な入所対象の要件に該当すると認められた場合は、特例的に入所が認められることとなりますが、これらの詳細についてのお問合わせは、特別養護老人ホーム担当者までお願いします。

長野広域連合介護老人福祉施設入所基準

1 個別評価項目

(1) 介護度

評価項目	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
点数	20	17	13	9	5

(2) 認知症老人の日常生活自立度

評価項目	ランクM	ランクIV	ランクIII	ランクII	ランクI
点数	10	8	6	5	3

(3) 介護者等の状況

評価項目	単身であり、在宅では生活が困難	介護者がいるが、在宅での生活が困難	単身であり、在宅では生活が一部困難	介護者がいるが、在宅での生活が一部困難
点数	20	15	10	5

一部困難：日中の時間帯などの一部時間帯に限りサービス提供を現に受けている又は介護を要す。

(4) 在宅サービス利用率（過去3箇月の平均）

評価項目	80%以上	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	20%以上 40%未満	20%未満
点数	50	39	23	17	6

※算定対象サービス（介護予防を含む）：訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域支援事業訪問型サービス・通所型サービス 等

原則として、現在入院（入所）中の者は入院（入所）前の利用率を採用する。

2 地域評価点

施設名	地域評価点				基準点 10点
	特定施設へ入所希望の場合の加算点10点を適用する市町村				
小布施荘	須坂市	小布施町	高山村		長野広域連合 構成市町村
松寿荘	長野市	千曲市	坂城町	小川村	
矢筒荘	長野市	信濃町	飯綱町		

3 総合評価項目

総合評価項目
身体上又は精神上の著しい障害による常時介護の必要性
生活上の全面的な介護などの必要性
自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性
認知症による行動障害、在宅のQOL
在宅サービスの利用内容
出身世帯及び親族の介護力
住宅環境の要因
入所した場合の家族との交流

◎ 入所の必要性が最も高いと認められる者の判断基準

- ・ 認知症による激しい問題行動
- ・ 独居又は老人世帯で継続的な在宅生活が困難
- ・ 本人と主たる介護者の関係が良好でない
- ・ 居住環境が劣悪（廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難など）
- ・ 介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は医療機関に入所・入院中だが、退所・退所後の在宅生活が困難で、転院・転所先が見つからない
- ・ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

長野広域連合特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）一覧

施設名称	入所定員	所在地	電話番号
しょうじゅそう 松寿荘	70人	〒381-0085 長野市上野2丁目120-4	(026) 296-1833
おぶせそう 小布施荘	70人	〒381-0201 上高井郡小布施町大字小布施857-5	(026) 247-4887
やぶつそう 矢筒荘	72人	〒389-1211 上水内郡飯綱町大字牟礼2227	(026) 253-6666